

社会福祉法人世田谷ボランティア協会
役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷ボランティア協会の定款第8条および第21条の規程に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員のほか理事長が認めた委員会委員をいう。

2 常勤の役員とは、理事のうち社会福祉法人世田谷ボランティア協会を勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。法人業務を行う場合に別表1に基づき報酬を支給する。

2 評議員の報酬は定款第8条に定める金額の範囲内で支給する。

3 常勤の役員に対しては、報酬の支給は行なわない。

4 前1項から3項の規程にかかわらず、世田谷区の職員の身分を有する役員等に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、原則として本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支給すべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施上必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬

理事会、評議員会への出席	1回	2,000円
理事長が認めた委員会への出席	1回	2,000円
理事長が依頼した研修会等への出席	1回	2,000円
監事による監事監査	1回	2,000円